

富士宮市災害時等医療救護計画

平成21年 3月全面改定
平成22年11月一部改定

目 次

第1	目 的	1
第2	計画の基本	1
第3	医療救護情報連絡体系	1
第4	医療救護対象者の種別及び想定	
1	被災により直接傷病を負った者	1
2	日常的に発生する救急患者	2
3	高度・特殊医療を要する在宅療養患者	2
4	災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者	2
第5	医療救護施設	
1	医療救護施設	2
2	その他の関係機関	2
第6	体 制	
1	被災現場における救出	2
2	避難所における応急救護	3
3	医療救護施設等における体制	3
4	医療救護施設に対する医療スタッフ派遣要請	3
5	傷病者搬送体制	3
6	医療ボランティア受入体制	4
第7	医薬品等及び輸血用血液の確保・供給	
1	供給の要請	4
2	調達・あっせん	5
3	医薬品等輸送手段	5
4	薬剤師等の派遣	6
5	医薬品等救援物資の受入・分配	6
6	医薬品等準備体制	6
第8	医療救護活動	
1	クラッシュ症候群	7
2	トリアージ	7
3	医療救護処置	7
4	避難所等における保健衛生活動	7
第9	広域連携	
1	重症患者の広域搬送	8
2	人工透析医療機関広域連携	8
第10	平常時対策	
1	医療救護にかかる訓練等	8
2	医療救護施設	8
第11	東海地震情報発表時の対応	
1	注意情報発表時	8
2	警戒宣言発令時	9
第12	災害時要援護者支援計画との連携	9
別添資料-1	「医療救護情報連絡体系図」	10
別添資料-2	「医療救護対象者一覧」	11
別添資料-3	「医療救護施設等一覧」	12～14

富士宮市災害時等医療救護計画

第1 目的

この計画は、富士宮市地域防災計画「地震対策編」における地震防災応急対策の具体化等を推進するため、医療救護体制を確立するとともに、医療救護活動の万全を期することを目的として策定する。

第2 計画の基本

この計画は、東海地震の被害想定に基づく傷病者数等を基本として医療救護の体制等を定めるものであるが、突発地震・風水害・大爆発・大事故及び富士山の火山活動等による災害・その他の災害等についても、必要に応じてこの計画で定める体制により対応する。

第3 医療救護情報連絡体系

- 1 静岡県災害対策本部
- 2 静岡県災害対策本部東部方面本部
- 3 富士宮市災害対策本部
- 4 保健福祉部 情報連絡班
- 5 医療救護・保健指導班
- 6 医薬材料班
- 7 保健福祉部 ボランティア班
- 8 医療救護所
- 9 避難所
- 10 災害拠点病院

※ 別添資料－1「医療救護情報連絡体系図」のとおり

第4 医療救護対象者の種別及び想定

医療救護の対象者を以下のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護において対応できる程度の者を除く。

- 1 被災により直接傷病を負った者
 - (1) 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
(クラッシュ症候群発症者を含む)
 - (2) 中等症患者 治療の時間が多少遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者
 - (3) 軽症患者 上記以外のもので医師の治療を必要とする者
 - (4) 死亡者

- 2 日常的に発生する救急患者
- 3 高度・特殊医療を要する在宅療養患者
 - (1) 人工透析医療を要する者
 - (2) 定常的な治療を要する難病患者など
 - (3) 人工呼吸器等高度・特殊医療機器の装着を要する者など
- 4 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

※ 別添資料－2「医療救護対象者一覧」のとおり

第5 医療救護施設等

医療救護施設等は、以下のとおりとし、市長がこれを指定する。（富士宮市立病院を除く）

また、各施設の業務取扱は、現行保険制度その他により取り扱うものとし、それぞれの体制と役割等は、別添資料－3に定めるところによる。

なお、この計画に基づく体制整備及び医療救護活動は、富士宮市医師会（以下「市医師会」という。）、富士宮市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）、富士宮市薬剤師会（以下「市薬剤師会」という。）等関係団体及び自主防災組織等地域住民の協力を得て実施し、平常時より協議し必要に応じて協力協定を締結し、体制と役割の明確化を図る。

また、救護所の開設場所については被害の状況等により、富士宮市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）と市医師会と協議の上その開設場所を適宜変更可能とする。

- 1 医療救護施設等
 - (1) 救護所
 - (2) 救護医院
 - (3) 救護病院・仮設救護病院・仮設病棟
 - (4) 災害拠点病院
 - (5) 歯科救護所

※ 災害拠点病院は県の指定による

2 その他関係機関

- (1) 人工透析医療機関
- (2) 傷病者搬送機関

※ 別添資料－3「医療救護施設等一覧」のとおり

第6 体制

この計画に基づく体制は、以下のとおりとする。

- 1 被災現場における救出
自主防災会を中心に近隣住民は救出活動を行い、傷病者に対し必要な応急処置を実施し、傷病の程度に応じて医療救護施設等に搬送する。
消防職員、消防団員は、富士宮市消防本部消防計画に基づき救出活動を行う。
- 2 避難所における応急救護
避難所運営委員会*は、避難所において傷病者に対し必要な応急処置を実施し、傷病の程度に応じて、医療救護施設等に搬送する。
- 3 医療救護施設等における体制
別添資料－3「医療救護施設等一覧」のとおり
- 4 医療救護施設に対する医療スタッフ派遣要請
医療救護施設（災害拠点病院を除く。）の管理者は、静岡県医療救護計画（以下「県医療救護計画」という。）別紙3の応援班要請書により富士宮市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）に、医療スタッフの派遣要請を行う。
市災害対策本部は、情報・広報様式103を静岡県総合防災情報支援システム（以下「アシストⅡ」という。）に入力することにより応援班の派遣を静岡県災害対策本部東部方面本部（以下「県方面本部」という。）に要請する。
アシストⅡが使用できない場合は、防災行政無線電話又は防災行政無線ファクシミリにより県方面本部に要請を行う。
災害拠点病院の管理者（富士宮市立病院長）は、県医療救護計画により静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）に直接応援班の派遣を要請する。
- 5 傷病者搬送体制
 - (1) 救急車両の傷病者搬送体制
救急車両の傷病者搬送活動は、富士宮市消防本部消防計画に基づくものとする。
 - (2) 被災現場、避難所から医療救護施設等への傷病者搬送体制
救助者、自主防災会が連携し、傷病の程度に応じて医療救護施設等に搬送する。
 - (3) 医療救護施設から重症患者を広域搬送する場合は、救急車両により搬送する。

*避難所運営委員会 避難所ごとにつくられる避難者を中心とした自治組織で、避難所生活の全般を運営する。（富士宮市避難所運営マニュアル）

(4) 医療救護施設間の傷病者搬送体制

医療救護施設におけるトリアージにより、別の医療救護施設等に搬送が必要な場合には、原則として、傷病者を搬送してきた者が、適切な医療救護施設に搬送する。

(5) 広域搬送拠点（ヘリポート）への傷病者搬送体制

医療救護施設（富士宮市立病院を除く。）の管理者は、トリアージにより広域搬送が必要と判断された傷病者について、県医療救護計画_別紙6の搬送要請書により市災害対策本部に広域搬送の要請を行う。市災害対策本部は、情報・広報様式102をアシストⅡに入力することにより広域搬送を県方面本部に要請する。

アシストⅡが使用できない場合は、防災行政無線電話又は防災行政無線ファクシミリにより県方面本部に要請を行う。

富士宮市立病院長は、県災害対策本部にヘリポートの確保状況を報告するとともに、ヘリコプターの配置を要請する。

医療救護施設から最寄りの臨時ヘリポートまでの傷病者の搬送は救急車両が行う。

6 医療ボランティア受入体制

保健福祉部・医療救護班は、派遣要請による医療スタッフ（応援班）以外の医療関係ボランティアの受入について、保健福祉部・災害ボランティア班と連携してこれにあたる。

第7 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給

医療救護に必要な医薬品、医療材料、防疫用薬剤（以下「医薬品等」という。）及び輸血用血液の円滑な供給を図るため、保健福祉部 医薬材料班は、市薬剤師会の協力を得て次のとおり行動する。

1 供給の要請

(1) 医療救護施設

ア 医薬品等

医薬品等が不足した場合は、以下の措置を講ずる。

(ア) 救護病院・仮設救護病院・災害拠点病院の管理者は、医薬品卸業者に供給を要請する。

(イ) 救護所・救護医院・歯科救護所の管理者は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液

輸血用血液が不足した場合、医療救護施設の管理者は、県医療救護計画に基づき、管轄の血液センターに輸血用血液の供給を要請する。

これにより確保できない場合は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

[参 考] 「医薬品卸業者」及び「静岡県内の血液センター」は、静岡県医療救護計画に基づき速やかに次の行動をとることが規定されている。

※ 医薬品卸業者

救護病院・仮設救護病院・災害拠点病院の管理者から医薬品等の供給要請を受けた場合は、次により対応する。

- ① 速やかにその要請に応じるものとする。
- ② 要請を受けた支店等に在庫がない場合は、自社の他の支店等に医薬品等の供給を要請する。

※ 静岡県内の血液センター

- ① 医療救護施設の管理者から輸血用血液の供給要請があった場合は、速やかにその要請に応じるものとする。
- ② 医療救護施設の管理者の供給要請に応じることが不可能な場合は、愛知県赤十字血液センター（基幹センター）に応援を求め、そこで対応できない場合は、日本赤十字社血液事業本部の応援を求める。

2 調達・あっせん

(1) 市災害対策本部

ア 医薬品等

(ア) 救護所・救護医院・歯科救護所の管理者から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、市薬剤師会に調達を要請する。

(イ) 医薬品の不足が予想される場合は、直ちに県方面本部に医薬品等の調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液

医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせん要請を受けた場合は、県方面本部に調達・あっせんを要請する。

(2) 市薬剤師会

市災害対策本部から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、市薬剤師会員各店舗等から調達する。

3 医薬品等輸送手段

医薬品等・輸血用血液の輸送は、供給者によって行う。

輸送手段が確保できない場合は、次により対応する。

(1) 市災害対策本部

医薬品等の救護所・救護医院・歯科救護所への輸送手段が確保できない場合は、県方面本部に輸送手段の確保を要請する。

- (2) 市薬剤師会
医薬品等の救護所・救護医院・歯科救護所への輸送手段が確保できない場合は、市災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。

[参 考] 「医薬品卸業者」及び「静岡県内の血液センター」は、静岡県医療救護計画に基づき速やかに次の行動をとることが規定されている。

- ※ 医薬品卸業者
救護病院・仮設救護病院・災害拠点病院への輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

- ※ 輸血用血液
血液センターは、医療救護施設への輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

4 薬剤師等の派遣

市災害対策本部は、救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要な場合は、市薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請する。さらに不足の場合は、県方面本部に薬剤師等の派遣を要請する。

5 医薬品等救援物資の受入・分配

保健福祉部 医薬材料班は医薬品等救援物資を受け入れし、市薬剤師会の協力を得て用途別・薬効別に分類する。

医薬品等の分配は保健福祉部 医療救護班と市災害対策本部が協議して決定し、輸送は市災害対策本部が行う。

6 医薬品等準備体制

東海地震注意情報が発表された段階で、次の準備体制に入る。

(1) 市災害対策本部

管内の医薬品卸業者等に対し、在庫状況の確認及び供給体制の整備を要請する。

(2) 市薬剤師会

ア 市薬剤師会員に対し、在庫状況の確認及び供給体制の整備を要請する。

イ 在庫状況を市災害対策本部に報告する。

[参 考] 「医薬品卸業者等」は、県医療救護計画に基づき速やかに次の行動をとることが規定されている。

- ※ 医薬品卸業者等

- ① 医薬品等の在庫状況を確認し、直ちに供給体制を整える。
- ② 所有する緊急車両を確保・待機させる。

第8 医療救護活動

医療救護施設（災害拠点病院を除く）における医療救護活動は、原則として施設毎に管理者の指示により実施し、特別の指示及び医療救護活動の終了は、市本部長が管理者と協議のうえ指示するものとする。

1 クラッシュ症候群

救助者は、手足が2時間以上挟まれていて麻痺のある人はクラッシュ症候群の可能性があると判断し、直ちに富士宮市立病院に搬送する。

2 トリアージ

(1) 救出時の応急トリアージ

救助者は、被災現場においてクラッシュ症候群の恐れの確認及び傷病の程度に応じた医療救護施設の選択を行う。

(2) 避難所における応急トリアージ

避難所運営委員会は、避難所において発症又は負傷した者の傷病の程度に応じた応急処置方法及び医療救護施設の選択を行う。

(3) 医療救護施設におけるトリアージ

各医療救護施設の管理者は、トリアージ担当者を選任する。
トリアージ担当者及び補助者により、トリアージを行う。

3 医療救護処置

(1) 救出時における応急処置

救助者は、救出時において傷病者に、可能な限りの応急処置を行う。

(2) 避難所における応急処置

避難所運営委員会は、避難所において応急処置が必要な傷病者に、可能な限りの応急処置を行う。

(3) 医療救護施設及びその他の関係機関における医療救護処置

別添資料—3に定めるところによる。

4 避難所等における保健衛生活動

市災害対策本部は、避難した市民等の健康管理のため、必要に応じ以下の活動を実施する。

(1) 保健活動

保健師等を派遣し、避難した市民等に対する保健指導を行う。

(2) 精神保健衛生活動

市医師会に要請し、医師と保健師による精神保健班を編成し、避難した市民等に対するストレスの軽減、精神疾患予防や、その発見と早期対応を目的とした活動を行う。

- (3) 口腔衛生管理活動
市歯科医師会に要請し、歯科医師による口腔衛生班を編成し、避難した市民等に対する口腔衛生指導を行う。

第9 広域連携

- 1 重症患者の広域搬送
救護病院及び災害拠点病院は、県医療救護計画に定められた重症患者の広域搬送体制を活用するために、発災後直ちに臨時ヘリポートを開設する。
- 2 人工透析医療機関広域連携
市災害対策本部は、富士・富士宮地区透析施設災害ネットワーク連絡協議会と連携し、市内の人口透析医療機関の被害状況を把握するとともに、被災状況に応じ、富士・富士宮地域の透析医療機関への受入要請や県外透析医療機関への受入要請を行う。

第10 平常時対策

- 1 医療救護にかかる訓練等
市は、関係機関と連携し、総合防災訓練・地域防災訓練・その他の訓練において、以下の訓練・講習等を実施する。
 - (1) 医療救護施設立ち上げ訓練
 - (2) 地域住民へのトリアージ講習
 - (3) 地域住民への応急手当講習
- 2 医療救護施設
医療救護施設に関わる機関は、平常時において、その従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成する。
また、医療救護活動に関する訓練を実施する。

第11 東海地震情報発表時の対応

- 1 注意情報発表時
東海地震注意情報が発表された場合には、富士宮市地域防災計画に基づき行動し、医療救護活動として以下の措置を講ずる。
 - (1) 救護所・歯科救護所
市は、直ちに物的施設の点検を行い、発災後、被害状況に応じて速やかな物的施設の設置と、医療チームが医療救護活動を開始できるように準備する。

市医師会及び市歯科医師会は、発災後直ちに医療救護活動を開始できるように準備する。

(2) 他の医療救護施設

当該施設の管理者は、当該施設毎に定める地震応急計画に基づく活動を開始すると同時に、医療救護計画に基づく準備を行う。

(3) 人工透析医療機関

当該施設の管理者は、透析用医療機器の転倒・落下防止などの措置を講じ、災害発生後の治療体制の確保に努める。

富士宮市立病院長は、クラッシュ症候群の受入体制を整える。

(4) 自主防災会

自主防災会は、地域の要援護者への声かけや避難の準備と、発災後の傷病者搬送に備える。

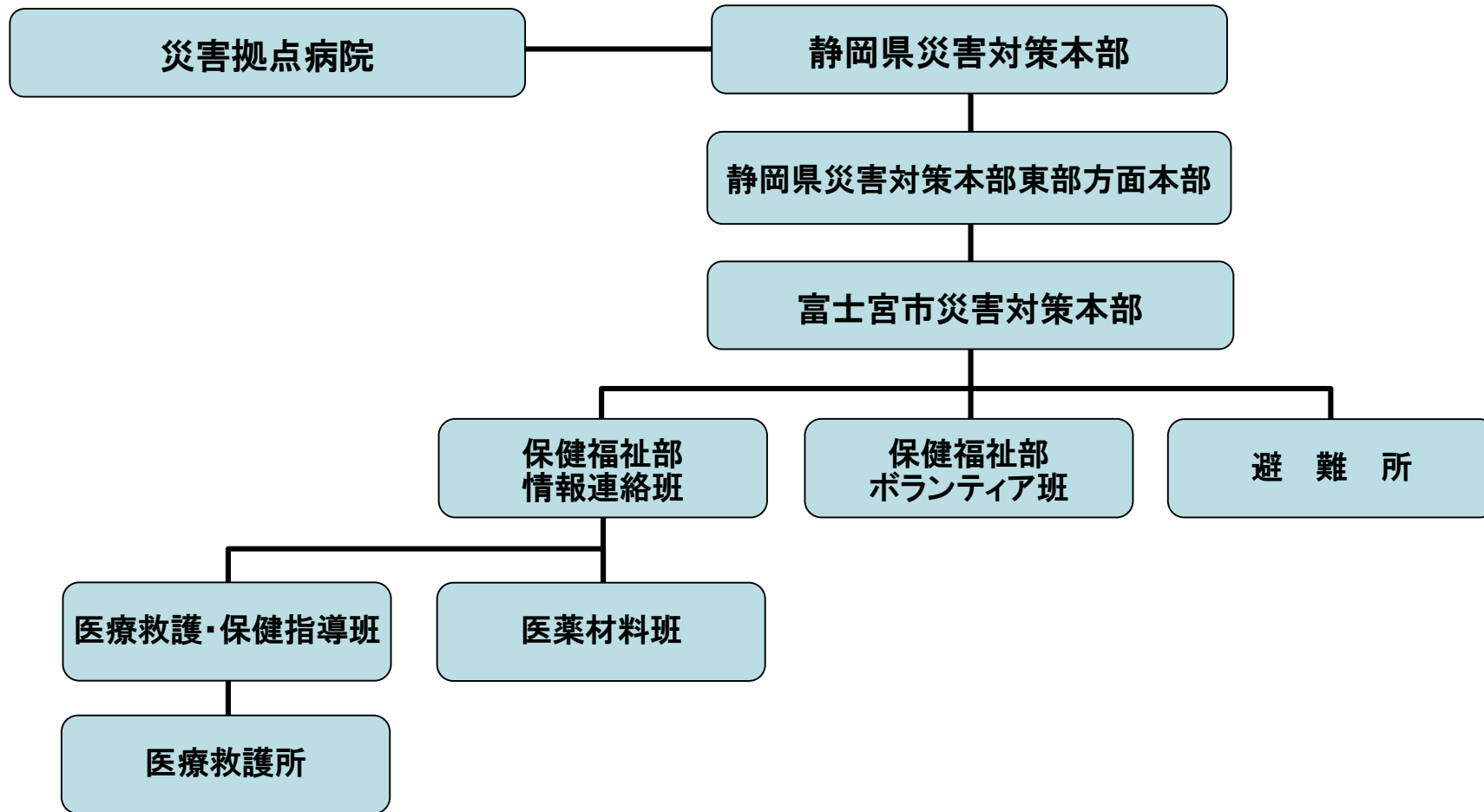
2 警戒宣言発令時

東海地震注意情報発表時に引き続き発災に備え準備する。

第12 災害時要援護者支援計画との連携

高度・特殊医療を要する在宅療養患者や、寝たきり等一般避難所での避難生活が著しく困難な者については、別に定める災害時要援護者支援計画における個別支援プラン・特別支援プランにより支援内容を定めるものとする。

別添資料－1 医療救護情報連絡体系図



別添資料－2 医療救護対象者一覧

医療救護対象者		医療救護施設等	対応場所
1 被災により直接傷病を負った者 2 日常的に発生する救急患者	重症患者	他の医療機関で処置の困難な重症患者とクラッシュ症候群発症者	災害拠点病院 ・富士宮市立病院
		生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者	災害拠点病院 一部の救護病院 ・富士宮市立病院 ・財団法人富士脳障害研究所附属病院（脳外傷に限る）
	中等症患者	治療の時間が多少遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者	救護病院 仮設救護病院 ・医療法人社団富士恵仁会フジヤマ病院 ・独立行政法人国立病院機構静岡富士病院 ・財団法人富士脳障害研究所附属病院
		開放骨折患者等を中心とした中等症患者	災害拠点病院 ・富士宮市立病院
	軽症患者	上記以外のもので医師の治療を必要とする者	救護病院・救護医院 救護所 ・医療法人社団富士恵仁会フジヤマ病院 ・独立行政法人国立病院機構静岡富士病院 ・財団法人富士脳障害研究所附属病院 ・富士宮市救急医療センター・三浦医院 ・後藤外科医院・佐野記念クリニック ・富士宮駅南口・市立北山中学校 ・市立上野中学校・市立富士根北小学校 ・市立黒田小学校・市立富士根南中学校 ・市立大富士中学校・市立芝川中学校
	死亡者	検案	医療救護施設 (歯科救護所除く) ・災害拠点病院・救護病院・仮設救護病院 ・仮設病棟・救護医院・救護所
	口腔外科処置を必要とする傷病者の処置		歯科救護所 ・富士宮市救急医療センター
3 高度・特殊医療を要する在宅療養患者	① 人工透析医療を要する者		透析施設 ・富士宮市立病院・指出泌尿器科・山口医院
	② 定常的な治療を要する難病患者など		かかりつけの医療機関
	③ 人工呼吸器等高度・特殊医療機器の装着を要する者など		かかりつけの医療機関
4 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者	ASD（急性ストレス障害）・PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状が認められる者		避難所等における 精神保健医療

別添資料－3 医療救護施設等一覧

	医療救護施設等	運営体制	担当業務	運営方法
救護所	市立上野中学校	<p>救護所は医師を管理者とした医療チームを編成する。一つの医療チームは、原則として医師2・看護師4・補助者2の計8名とし、救護所ごとに12時間の交替制で運営及び診療に従事する。</p> <p>なお、担当医師及び看護師は市長が市医師会長と協議して、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、補助者についてもあらかじめ定めてチームに編入するものとする。</p> <p>救護所は24時間診療体制とする。</p> <p>救護所における医療救護活動期間は、発災後における応急処置がおおむね完了するまでの間とする。</p>	<p>① トリアージ</p> <p>② 軽症患者に対する処置。ただし、必要に応じ中等症患者及び重症患者に対する応急処置の看護師への指示</p> <p>③ 救護病院等への患者搬送手配</p> <p>④ 医療救護活動の記録</p> <p>⑤ 死体の検案</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時 <ul style="list-style-type: none"> 市と市医師会は、医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設・設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ協議し作成しておくものとする。 ・ 「注意情報」が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> 市は、直ちに物的施設の点検を行い、発災後、被災状況に応じて速やかな物的施設の設置と医療チームが医療救護活動を開始できるよう準備するものとする。 ・ 「注意情報」が発表されることなく突然発災した場合 <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部は、直ちに物的施設を設置し、医療救護活動を開始することができるようにするものとする。
	市立北山中学校			
	富士宮市救急医療センター			
	市立黒田小学校			
	市立富士根北小学校			
	市立大富士中学校			
	市立富士根南中学校			
	富士宮駅南口			
	市立芝川中学校			
救護医院	後藤外科医院	<p>救護医院の運営は、救護医院の医師又は市医師会の医師及び救護医院の看護師等により行うものとする。</p> <p>救護医院における医療救護活動は、発災後の24時間とする。</p>	<p>① トリアージ</p> <p>② 軽症患者に対する処置。ただし、必要に応じ中等症患者及び重症患者に対する応急処置の看護師への指示</p> <p>③ 救護病院等への患者搬送手配</p> <p>④ 医療救護活動の記録</p> <p>⑤ 死体の検案</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時 <ul style="list-style-type: none"> 市と診療所の管理者及び市医師会は、医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設・設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ協議し作成しておくものとする。 ・ 「注意情報」が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> 地震防災応急計画の作成が義務づけられている診療所は、当該診療所毎に定める地震防災応急計画に基づく活動を開始すると同時に、医療救護計画に基づく準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施するものとする。 ・ 「注意情報」が発表されることなく突然発災した場合 <ul style="list-style-type: none"> 診療所は、まず地震防災応急計画に基づく措置を速やかに実施し、次に医療救護計画に基づく医療救護活動に移行するものとする。 ・ 発災後 <ul style="list-style-type: none"> 診療所の管理者は、当該診療所が被災等により救護医院としての機能に支障を生じたと認める場合は、直ちに市本部長にその状況を報告し、必要な措置を要請するものとする。その他医療救護活動を継続する上で必要な措置についても同様とする。
	佐野記念クリニック			
	三浦医院			
救護病院	医療法人社団 富士恵仁会 フジヤマ病院	<p>市長は、新たに救護病院を指定しようとするときは、当該病院の管理者と協議するものとする。</p> <p>救護病院の組織は、既存の病院の組織をもって充てる。</p> <p>救護病院の施設・設備は、救護病院となる病院が、現に有する施設・設備とする。</p> <p>なお、医薬材料、給食、給水等については、市長が当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講じておくものとする。</p> <p>救護病院は24時間診療体制とする。</p>	<p>① トリアージ</p> <p>② 中等症患者(開放骨折を除く)及び軽症患者の処置及び受入等</p> <p>③ 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送手配</p> <p>④ 医療救護活動の記録</p> <p>⑤ 死体の検案</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時 <ul style="list-style-type: none"> 市と救護病院の管理者は、医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設・設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成しておくものとする。 ・ 「注意情報」が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> 当該病院毎に定める地震防災応急計画に基づく活動を開始すると同時に、医療救護計画に基づく準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施するものとする。 ・ 「注意情報」が発表されず突然発災した場合 <ul style="list-style-type: none"> 地震防災応急計画に基づく措置を速やかに実施し、次に医療救護計画に基づく医療救護活動に移行するものとする。 ・ 発災後 <ul style="list-style-type: none"> 救護病院の管理者は、当該病院が被災等により救護病院としての機能に支障を生じたと認める場合は、直ちに市本部長にその状況を報告し、必要な措置を要請するものとする。その他医療救護活動を継続する上に必要な措置についても同様とする。
	独立行政法人 国立病院機構 静岡富士病院			
	財団法人 富士脳障害 研究所附属病院			
			<p>① トリアージ</p> <p>② 脳外傷患者・中等症患者(開放骨折を除く)及び軽症患者の処置及び受入等</p> <p>③ 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送手配</p> <p>④ 医療救護活動の記録</p> <p>⑤ 死体の検案</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>	

	医療救護施設等	運営体制	担当業務	運営方法
仮設救護病院	有床診療所	<p>仮設救護病院の管理者は医師とし、市医師会の医師等の協力を得て運営するものとする。</p> <p>当該施設における医療救護活動に必要な医療設備及び医薬材料等については、当該施設の医療設備及び医薬材料により対応するものとする。</p>	<p>救護病院に準ずる機能を果たし、原則として中等症患者に対する処置及び受入等を行うほか、必要に応じ重症患者の応急処置を行う。</p>	<p>被害の状況により、救護病院が十分に機能できないとき又は、救護病院にその病床不足を生ずる場合に、救護所、救護病院及び救護医院として指定しなかった外科系診療所のうち、被害状況が比較的軽度である診療所に仮設救護病院を設置することができる。</p> <p>市長はあらかじめ市医師会と協議して、仮設救護病院を指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平常時 仮設救護病院の管理者は、医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設・設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成しておくものとする。 • 「注意情報」が発表された場合 当該病院毎に定める地震防災応急計画に基づく活動を開始すると同時に、医療救護計画に基づく準備を行う。 • 「注意情報」が発表されず突然発災した場合 地震防災応急計画に基づく措置を速やかに実施し、次に医療救護計画に基づく医療救護活動に移行するものとする。 • 発災後 仮設救護病院の管理者は、当該病院が被災等により仮設救護病院としての機能に支障を生じたと認める場合は、直ちに市本部長にその状況を報告し、必要な措置を要請するものとする。その他医療救護活動を継続する上に必要な措置についても同様とする。
災害拠点病院 (静岡県医療救護計画)	富士宮市立病院	<p>富士宮市立病院は県の災害拠点病院に指定されている。</p> <p>施設・設備は、富士宮市立病院が、現に有する施設・設備とし、組織は、既存の病院の組織をもって充てる。</p> <p>なお、医薬材料、給食、給水等については、市長が富士宮市立病院長と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講じておくものとする。</p> <p>富士宮市立病院は、24時間診療体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① トリアージ ② 他の医療救護施設で処置の困難な重症患者・中等症患者(開放骨折等)の処置及び受入等 ③ クラッシュ症候群患者の処置及び受入等 ④ 広域搬送拠点への患者搬送手配 ⑤ 医療救護活動の記録 ⑥ 死体の検案 ⑦ その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> • 平常時 災害拠点病院の管理者は、医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設・設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成しておくものとする。 • 「注意情報」が発表された場合 当該病院毎に定める地震防災応急計画に基づく活動を開始すると同時に、医療救護計画に基づく準備を行う。 • 「注意情報」が発表されず突然発災した場合 地震防災応急計画に基づく措置を速やかに実施し、次に医療救護計画に基づく医療救護活動に移行するものとする。 • 発災後 富士宮市立病院長は、被災等により災害拠点病院としての機能に支障を生じたと認める場合は、直ちに市本部長及び静岡県災害対策本部長にその状況を報告し、必要な措置を要請するものとする。その他医療救護活動を継続する上に必要な措置についても同様とする。
仮設病棟		<p>救護病院、仮設救護病院又は災害拠点病院に臨時に開設する病棟であって、当該病院と一体の管理運営が可能なものとする。</p> <p>当該施設での医療救護活動に必要な医療設備及び医薬材料等については、救護病院、災害拠点病院及び市薬剤師会の協力により調達する。</p>	救護病院等の病棟	<p>救護病院・災害拠点病院に病床の不足を生ずる場合及び仮設救護病院の収容機能のため必要となる場合においては、第一次救命救急処置の済んだ患者の受入れ等を行う救護施設として仮設病棟を、救護病院の周辺で、被害程度の少なかった既設建物を利用して設置することができる。</p> <p>ただし、利用可能な既設建物が存在しないときは、テント等により救護病院の敷地内又はその周辺に設置するものとする。</p>

	医療救護施設等	運営体制	担当業務	運営方法
歯科救護所	富士宮市救急医療センター	<p>歯科救護所は、歯科医師を管理者とした歯科医療チームを編成し、一つの歯科医療チームは、歯科医師2・歯科衛生士1・補助者1の計4名とし、12時間の交代制で行うものとする。</p> <p>なお、担当医師及び歯科衛生士は市長が市歯科医師会長と協議して、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、補助者についてもあらかじめ定めてチームに編入するものとする。</p> <p>歯科救護所における医療救護活動は、発災後の24時間とする。</p>	① 口腔外科処置を必要とする傷病者の処置	<ul style="list-style-type: none"> 平常時 市と市歯科医師会は、医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設・設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ協議し作成しておくものとする。 「注意情報」が発表された場合 市は、直ちに物的施設の点検を行い、発災後、被災状況に応じて速やかな物的施設の設置と医療チームの医療救護活動の開始ができるよう準備するものとする。 「注意情報」が発表されることなく突然発災した場合 市災害対策本部は、直ちに物的施設を設置し、医療救護活動を開始することができるようにするものとする。
人工透析医療機関	富士宮市立病院 指出泌尿器科 山口医院	各透析施設が現に有する施設・設備により各透析施設の医師及び透析技師等により運営するものとする。	① 人工透析医療の実施 ② 透析施設の被災状況等情報収集 ③ 他透析施設の患者受入 ④ 他透析施設への透析患者搬送手配 ⑤ 透析患者の非被災地施設への搬送手配	<ul style="list-style-type: none"> 「注意情報」が発表された場合、「注意情報」が発表されることなく突然発災した場合 富士宮市立病院は、クラッシュ症候群を受け入れる態勢を整える。 発災後 各施設において、直ちに被災状況等を確認し、その状況を市災害対策本部に報告し必要な措置を要請するものとする。
傷病者搬送機関	消防署（広域搬送）		ヘリポートへの搬送・市外施設への搬送	「富士宮市消防本部消防計画」に基づく運営方法とする。
	自主防災会		〃	被災現場から救護施設への搬送、トリアージにより別の救護施設への搬送
	市民（傷病者の家族・近隣住民など）		〃	被災現場から救護施設への搬送、トリアージにより別の救護施設への搬送
	富士宮市介護保険事業者連絡協議会		救護施設間の搬送・要援護者の搬送	重症患者などの救護施設間の搬送、要援護者の搬送
	富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会		救護施設間の搬送・要援護者の搬送	重症患者などの救護施設間の搬送、要援護者の搬送